

アクティビティノート <第314号>

2023年3月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2023年3月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～6
2. ちょっと注目 『有毒植物の誤食による食中毒』 ……p.7～8
3. コラム 『貝殻焼成カルシウム（消石灰）とは』 ……p.9～10

TOPICS

**有毒植物の誤食による食中毒**

春先から初夏にかけて、山菜や野菜などの食べられる植物と見た目がそっくりで、区別するのが難しい有毒植物がたくさんあります。食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」ようにしましょう。

**貝殻焼成カルシウム（消石灰）とは**

台所用の食器や野菜の洗浄、洗濯物の除菌・消臭、物品の除菌・消臭を訴求した「貝殻焼成カルシウム」製品が多く販売されています。正しく使うためには注意することがあります。思わぬ事故に合わないための注意点をまとめました。

1. 相談業務

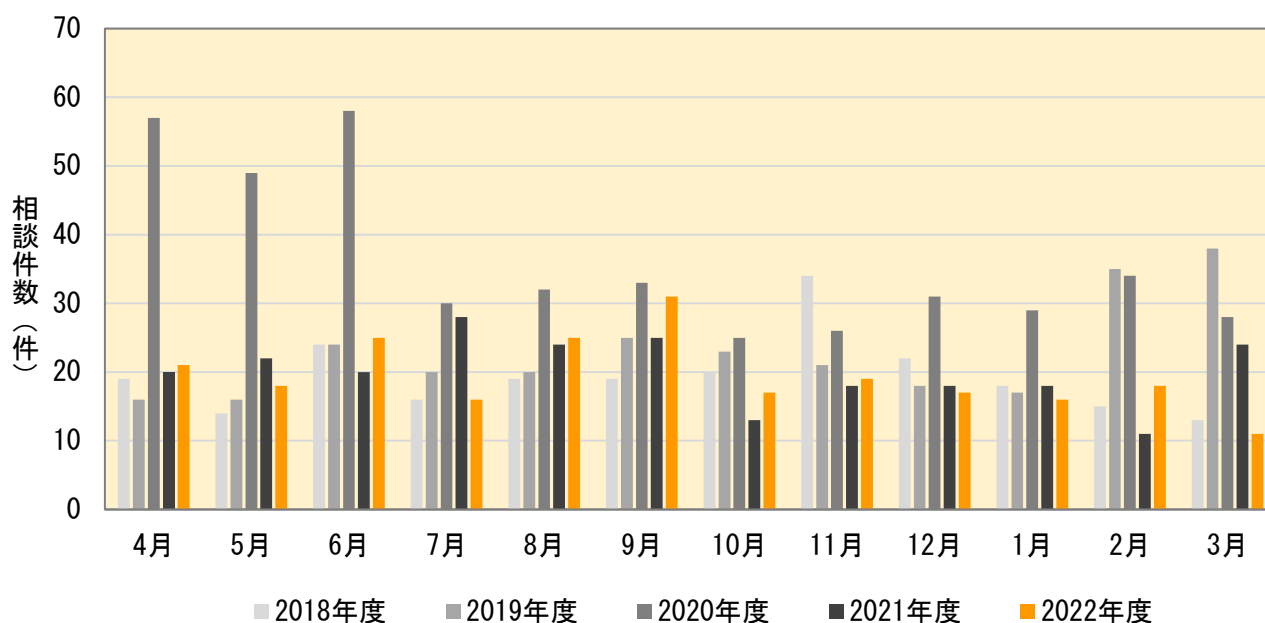
1. 1 相談受付件数

2023年3月度相談受付件数 (2/28~3/28 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	0	0	1	8	0	9	82%
消費生活C・ 行政	0	0	0	1	0	1	9%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	1	0	1	9%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	0	0	1	10	0	11	
構成比	0%	0%	9%	91%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2018~2022年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆一般相談

- ◆ <洗剤に含まれる塩素のようなニオイについて> 「化学物質で症状がでる体質で、下水からの洗剤に含まれる塩素のようなニオイで体調不良になって困っている」との相談を受けた。どうすれば良いのか。<消費生活C>

⇒体への影響については医療機関に確認をされるよう伝えてはいかがでしょうか。洗濯に使用される塩素系の漂白剤は、洗濯表示に示される通り、使用用途は白い綿素材などに限られます。一般的な洗濯洗剤には、塩素系の成分は使われていません。また、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」

(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、洗剤に使われる香料の安全性については、国際化粧品香料協会（IFRA）が国際的に自主基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されています。一方、ニオイに関する感受性は個人差が大きく、一般的に問題にされない程度のニオイでも、人によっては不快に感じ体調不良を訴えることがあります。

- ◆ <ゴミ袋の寸法について> 大手スーパー〇〇のプライベートブランドのゴミ袋の寸法が、今回購入した製品から小さくなりゴミ箱にセットできない。〇〇に相談したところ店舗で対応すると言われたので持ち込み、代替品と交換し調査すると言われた。その後、調査の結果について連絡が来ないので確認したところ、製品には問題ないと言われた。ゴミ箱にセットできないことについては説明がない。店舗では話にならないので〇〇の本部に改めて相談したが、問題ないと繰り返して言われた。対応に納得できないので居住地の消費生活センターに相談したところ、発生した事案として記録をすると言われた。〇〇の対応については、どうしても納得できないので、他にも電話をしており、化学製品PL相談センターを紹介された。<消費者>

⇒PL法に基づいてメーカーからの損害賠償を受けるには、消費者が、製造物に欠陥が存在していたこと、損害が発生したこと、損害が製造物の欠陥により生じたことの実を明らかにすることが原則となります。今回の内容は該当しないと考えられます。いただいたご意見はアクティビティノート、および年度報告書等で公開し、誰もが見られるようにするとともに、関連する団体、機関との情報の共有を図ってまいります。

- ◆ <洗濯機ですすぎが不十分のタオルを使用した場合の肌への影響について> 数カ月前からコインランドリーを利用している。そこに設置されている全自動洗濯機の中の1台のすすぎが不十分であるためか、洗濯後に洗剤のニオイを強く感じる。洗剤成分が残ったタオルで顔や手を拭いていたので肌に何か影響が出るのではと心配になった。化学製品PL相談センターは消

費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒個人差はありますが、人によっては肌荒れ等の皮膚トラブルになることは考えられます。衣料用洗剤は正しく使用すれば、洗剤成分は衣料に残らないように設計されていますが、設置された全自動洗濯の不具合の可能性について懸念もあるようですので、コインランドリーの管理会社に連絡されてはいかがでしょうか。

- ◆ <トイレ用洗剤が衣類についた場合の影響について> トイレ用洗剤を使用した後、手を洗っている時に洗っている液が飛びはねて衣類につき、その衣類を他の人が触った場合に何か問題になることはあるか。トイレ用洗剤のメーカーは複数あり、種類も様々あるので特定のメーカーの製品というより、一般論として教えてほしい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉

⇒トイレ用洗剤を使用した後で手洗いした際に衣類に液がはねた程度であればその衣類に触れても大きな心配はないと思われま。但し、トイレ用洗剤には様々な成分が使われており、衣服についた場合の問題を一般化してお伝えすることはできません。トイレ用洗剤の成分には衣類を漂白する成分もあります。飛びはねた液に漂白成分が含まれていた場合には、衣類が漂白されるなど影響を与える可能性があります。手を洗う際には周囲に水がはねないようにご注意ください。

- ◆ <次亜塩素酸水の除菌剤を食品に使用することについて> 除菌剤として次亜塩素酸水を勧められ購入を検討している。販売担当者は、次亜塩素酸水は食品添加物としても認められており、食品にも使用でき安全性は問題なく、製法は電気分解ではなく次亜塩素酸ナトリウムと塩酸を混ぜて生成したものとされている。この製品は食品に使用してもよいものなのか。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒お伺いした内容では、食品添加物として認められた次亜塩素酸水には該当せず、食品に使用することはおすすめできません。食品添加物は、厚生労働省において、食品安全委員会による評価を受け、人の健康を損なうおそれのない場合に限り、成分の規格や使用基準を定め、うえで使用を認めています。食品添加物としての次亜塩素酸水は、「塩酸または食塩水を電気分解することにより得られる、次亜塩素酸を主成分とする水溶液」と定義づけられています。

- ◆ <タイルカーペットの製品調査をしてほしい> 1年前に難病の自己免疫疾患を発症して入院治療をして退院後、症状は落ち着いた。3週間くらい前から微熱があり原因について考えたところ、電気代を節約するために新しいタイルカーペットを敷いたためだと思う。自己免疫疾患の入院治療前にもフローリングの上に同様にタイルカーペットを敷いたことを思い出し、自分としては関係があると思っている。主治医に病気との関係を尋ねたが、タイルカーペットは関係ないと言われている。消費生活センターにタイルカーペットの製品調査について相談をしたところ、化学製品 PL 相談センターを紹介された。〈消費者〉

⇒当センターでは製品に関する調査・分析等は行っておりません。一般的に、対象とする成分が限定できないまま調査・分析するのは極めて困難です。現在の微熱が続く体調不良については、既に主治医に相談されていますが、より詳しい医療機関なども含め相談される

ことをお勧めします。

- ◆ <人工芝の安全性について> 孫が地元のサッカークラブに入会したが、グラウンドが古いようで練習後は体中に人工芝の破片がついている。飲み込む、吸い込むなどしているに違いなく心配している。クラブに確認したところ問題はないと回答されたが、施工した時期やメーカーが〇〇であることも確認したところである。孫への影響はないのだろうか。化学製品PL相談センターは消費生活センターに紹介された。〈消費者〉

⇒人工芝の材質や経年劣化などの製品に関する詳細な情報は当センターにはありません。個々の製品の安全性については、メーカー〇〇に確認をお願いします。人工芝の安全性については、米国環境保護庁（EPA）、欧州化学品庁（ECHA）、オランダ国立公衆健康環境研究所（RIVM）等が調査研究を行っており、日本では、国立医薬品食品衛生研究所が、これらの研究成果を収集調査しています（<https://research-er.jp/projects/view/998443>）。その結果として、人工芝の健康リスクは無視できるレベルであると報告されており、過度に心配する必要はないか思います。

人工芝グラウンド用ゴムチップの成分分析及びその発がん性等に関する研究結果について <2017年6月30日><https://www.nihs.go.jp/dec/list/20170630.pdf>

- ◆ <PFAS、PFOAの情報を見て心配> ニュース報道で関西地区においてPFAS、PFOAが検出されたとの情報を見て心配になった。化学製品PL相談センターは以前相談したことがある。〈消費者〉

⇒報道されている内容以上のことについては当センターではわかりかねます。PFAS（Per- and PolyFluoroAlkyl Substances：パー/ポリフルオロアルキル化合物）とは、有機フッ素化合物を表す総称になります。環境中では分解しにくいと言われていています。現状、食品について心配される必要はないと考えられます。PFOA（PerFluoroOctanoic Acid：パーフルオロオクタン酸）又はその塩類については、2019年の4～5月に開催されたストックホルム条約締約国会議で、長期間にわたって分解されずに環境中に残留する有害な汚染物質（POPs）として、世界的に製造、輸出入、意図的な使用を禁止することが決定されました。国内においては、2021年4月16日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定され、「PFOA又はその塩」は第一種特定化学物質の指定となり、規制されています。

- ◆ <除湿剤の粉の処理方法について> 押し入れなどに設置する白い粉の除湿剤を家の者に撒かれた。製品はすでに捨てられてメーカーはわからない。自分は化学物質過敏症で体への影響を心配しており、どのように処理すれば良いか。大手の除湿剤のメーカーに問い合わせたところ、水拭きを勧められ安全性には問題はないと言われていた。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒体への影響については医療機関に確認をされてはいかがでしょうか。製品がわからず、成分が特定できないので参考となりますが、押し入れなどに設置するタイプの除湿剤には、塩化カルシウムが使われることが多く、水に溶ける性質があるので水拭きすることで取り除くことができると思われます。皮膚などについた場合もよく水で洗い流し、何か異常が

あるのであれば医療機関にご相談されてはいかがでしょうか。

- ◆ <PL保険の加入について> 化学品のメーカーである。自社製品について販売会社との契約でPL保険に加入することを求められている。PL保険に加入しないと製造物責任法で問題になるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで知った。〈事業者〉

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせの内容についてお答えできかねます。製造物責任法は消費者庁の所管で、「製造物責任法については、製造物責任法の概要Q&A」、「製造物責任（PL）法の逐条解説」が消費者庁（caa.go.jp）から公開されていますので確認されてはいかがでしょうか。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <設置タイプのサニタイザーによるニオイについて> 公共の場所にも設置されている防臭、防汚のためのサニタイザー〇〇によるニオイで体調が悪くなる。私鉄の駅や高速道路の道の駅などで設置されている。トイレを使用すると必ず体調不良が起きるので間違いないと思う。それぞれの事業者にも申し入れたが対応を断られた。また、消費生活センターにも同じく申し入れをしたが、メーカー〇〇には伝えるとだけ言われた。〇〇を設置することを止めさせたい。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒当センターは民間の機関であり、事業者を指導できる立場にはありません。ニオイに関する感受性は個人差が大きく、人によってはニオイを強く感じる場合もあります。製品〇〇のニオイと体調不良の関係を医療機関で確認されてはいかがでしょうか。お伺いした内容は、月次報告「アクティビティノート」や年度報告書に、情報源が特定されない形で公表し、また関係する業界、行政へ伝える等、情報の共有化を図ってまいります。



有毒植物の誤食による食中毒

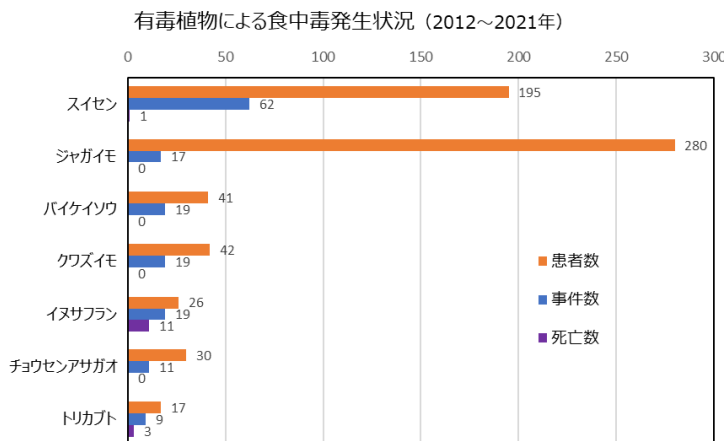
私たちの身の回りには植物の中には有毒な成分を含むものがあり、春先から初夏にかけて、有毒植物の誤食による食中毒が多く発生しています。山菜や野菜などの食べられる植物と見た目がそっくりで、区別するのが難しい植物がたくさんあります。よくわからない植物は、絶対に採ったり食べたりしないようにしましょう。食用と確実に判断できない植物については、絶対に「採らない」、「食べない」、「売らない」、「人にあげない」ようにしましょう。^{1) 2)}



○有毒植物による食中毒発生状況

厚労省による 2012 年から 2021 年の 10 年間の有毒植物による食中毒の発生状況は右図になります。³⁾ ジャガイモの事件数は 17 件ですが、学校や家庭で栽培したジャガイモを食材として調理し食中毒となった場合が含まれるので、患者数は 280 名と多くなっています。

一方、春の山菜採りのシーズンには、誤って有毒な野草を採取し、食べたことが原因となる食中毒が多く発生します。



- ・ スイセンの葉をニラと間違えて食べた
- ・ バイケイソウの葉をギョウジャニンニクと間違えて食べた
- ・ イヌサフランの葉をギョウジャニンニクと間違えて食べた

事件数が 62 件のスイセンは、花が終わり葉だけになると、見た目はニラとそっくりで見分けることができません。また、ニラには独特のニオイがありますが、家庭菜園などでスイセンが隣接して植えられ、混ざってしまうと区別ができずに誤って食べられた事故が発生しています。⁴⁾

イヌサフランは観賞用として花壇などに植えられていますが、球根も有毒で同じように家庭菜園などで混じり、誤って口にすることで事故が発生しています。山菜採りでギョウジャニンニクの葉と間違えられたことも含め、過去 10 年で死亡事故も 11 件と多く発生しています。⁵⁾

○有毒植物の天然毒物

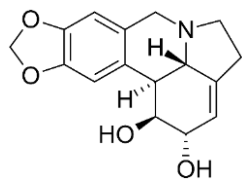
これらの有毒植物には、窒素を含んだアルカリ性物質であるアルカロイドなどが含まれています。一定量を摂取してしまうと、嘔吐、下痢や頭痛などの中毒症状が起き、重篤な場合は死に至ることもあります。⁶⁾

スイセン：リコリン、タゼチンなど

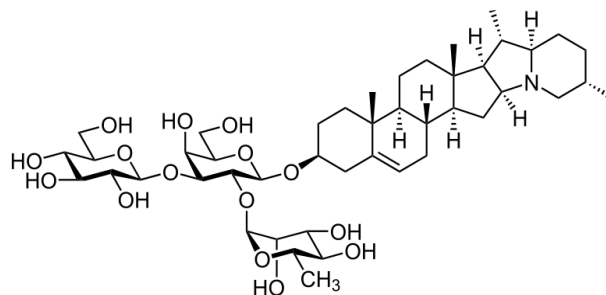
ジャガイモ：ソラニン、チャコニンなど

バイケイソウ：プロトベラトリン、ジェルビン、ベラトラミンなど

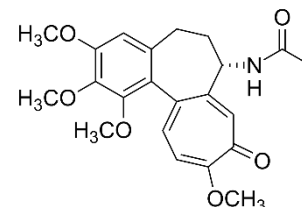
イヌサフラン：コルヒチン



リコリン



ソラニン



コルヒチン

これらのアルカロイドは、加熱しても確実に毒性が無くなることは期待できません。この他にも、食用のものと見た目がよく似た有毒植物がたくさんあり、山菜に混じって生えていることもあります。また、食中毒患者の多くが、高齢者であることから、安易に食べられる植物であると判断せず、特に注意することが大切です。⁷⁾

食用の野草と確実に判断できない植物は、絶対に「採らない、食べない、売らない、人にあげない」を守って食中毒を予防しましょう！

参考にした情報

1) 有毒植物による食中毒に注意しましょう；厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/index.html

2) 有毒植物による食中毒防止の徹底について；厚生労働省

<https://www.mhlw.go.jp/content/000925869.pdf>

3) 過去 10 年間の有毒植物による食中毒発生状況（平成 24 年～令和 3 年）；厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/yuudoku/index.html

4) スイセンをニラなどと間違えないように注意しましょう！；日本中毒情報センター

<https://www.j-poison-ic.jp/report/suisen202303/>

5) 家庭菜園等における有毒植物による食中毒に御注意ください；消費者庁

https://www.caa.go.jp/policies/policy/consumer_safety/release/pdf/160413kouhyou_1.pdf

6) 自然毒のリスクプロファイル 植物性自然毒；厚生労働省

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/shokuhin/syokuchu/poison/index.html

7) 【リーフレット】高齢者の誤食・中毒・死亡が多発！その植物、有毒かも？

<https://www.mhlw.go.jp/content/000925859.pdf>



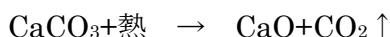
貝殻焼成カルシウム（消石灰）とは

当センターに「ホタテの貝殻由来の消石灰の洗浄剤を使用しているが安全なのか」と消費者から相談がありました。台所用の食器や野菜の洗浄、洗濯物の除菌・消臭、物品の除菌・消臭を訴求した「貝殻焼成カルシウム」製品が多く販売されています。正しく使うためには注意が必要なことがあります。思わぬ事故に合わないための注意点をまとめました。¹⁾

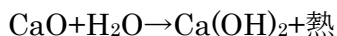


○貝殻とは

牡蠣殻やホタテの貝殻の主成分は石灰で化学名は、炭酸カルシウム<CaCO₃>です。炭酸カルシウムは、貝殻以外にも鉱物の石灰石があり、同じ炭酸カルシウムです。貝殻焼成カルシウムは、牡蠣殻やホタテの貝殻を焼成炉で 900~1000℃の高温にして焼き、まず生石灰、化学名は酸化カルシウム<CaO>を調製します。その時、炭酸ガス<CO₂>が発生します。²⁾



生石灰は、キセッカイと呼ばれることが多いですが、これは消石灰（ショウセッカイ）と混同しないように区別をするためです。生石灰（酸化カルシウム）に水<H₂O>を反応させたのが、消石灰で化学名は水酸化カルシウム<Ca(OH)₂>です。この化学反応は、水和熱を発します。



この生石灰（酸化カルシウム）の水と反応する性質を生かして、お煎餅や海苔などの乾燥剤としても良く使われています。生石灰（酸化カルシウム）の入れられた乾燥剤の袋が、水と反応して消石灰（水酸化カルシウム）となり、袋は膨らんだ状態となります。

○貝殻焼成カルシウム（消石灰）とは

貝殻焼成カルシウムの主成分は、消石灰です。消石灰は水に溶解し難いのですが、少量（0.17g/L）が水に溶解して強いアルカリ性を示し、皮膚や眼を強く刺激し、損傷を与える作用があります。水溶液が皮膚に付くと、化学やけどといわれる症状になることがあります。同じく、水溶液が眼に入ると、眼を損傷し酷い時は失明することもあります。

また、消石灰は白い粉ですので、舞い上がった粉を吸い込むなどして眼、鼻や喉の粘膜に付着してしまふことがあります。粘膜の水分で溶けることで強いアルカリ性を示し、刺激を与えることとなりますので、保護手袋と保護メガネを着用し、直接接触しないよう十分に注意する必要があります。もし皮膚に付いた場合は、ヌルヌルした感触が無くなるまで流水で洗い流し、異常があれば皮膚科医を受診しましょう。眼に入った場合は、すぐに流水で15分以上洗い流し、異常がなくとも直後に眼科医を受診する必要があります。

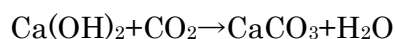
過去には、消石灰はグラウンドの白いライン引きに使われたことがありますが、粉が眼に入り、角膜が損傷を起こした事例がありました。³⁾

貝殻焼成カルシウム製品を使用する場合は、事故を防止するため以下の点に注意しましょう。

- ・使用前に使用方法、注意事項を良く確認しましょう
- ・製品を吸い込む、眼に入ることのないように保護マスクや保護メガネなどを使いましょう
- ・製品が直接皮膚に付くことがないように保護手袋を使いましょう
- ・子どもや高齢者などの手の届かないところに保管しましょう
- ・白い粉の製品なので、食品などと間違えないように名称を記載して保管しましょう

○消石灰のその他の使われ方：漆喰

漆喰は、消石灰を主成分として、これに砂・海藻のり・すさ(麻)などを混合して水で練ったもので、壁や天井の仕上げに使用されます。漆喰に含まれる消石灰と空気中の炭素ガスが下記の反応をします。



漆喰の壁は、徐々に石灰(炭酸カルシウム)に変化し、水に不溶で硬くなり、強度を増していきます。⁴⁾



<参考資料>

- 1) ホタテ等の「貝殻焼成カルシウム」製品による事故に注意しましょう：日本中毒情報センター
<https://www.j-poison-ic.jp/report/calciumhydroxide202202/>
- 2) 石灰とは；日本石灰協会・日本石灰工業組合
<http://www.jplime.com/qa/fileA.html>
- 3) 運動場のラインなどに使用する石灰の取り扱いについて；公益社団法人 日本眼科医会
http://www.gankaikai.or.jp/info/pdf/20080101_monbu.pdf
- 4) 漆喰の文化と化学；教科書から一歩進んだ身近な製品の化学-匠の化学 化学と教育
https://doi.org/10.20665/kakyoshi.64.3_130

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。